## 安全・安心な「県央に光る交流拠点のまち」づくり計画 新旧対照表 (佐賀県、小城市 地域再生計画変更認定申請)

新	IΒ
1. 地域再生計画の名称	1. 地域再生計画の名称
(略)	(略)
2. 地域再生計画の作成主体の名称	2. 地域再生計画の作成主体の名称
(略)	(略)
3. 地域再生計画の区域	3. 地域再生計画の区域
(略)	(略)
4. 地域再生計画の目標	4. 地域再生計画の目標
(1)小城市の特性	(1)小城市の特性
(略)	(略)
(2)計画の意義及び目標	(2)計画の意義及び目標
当地域は、佐賀県の中央部に位置することから佐賀市から唐津市、	当地域は、佐賀県の中央部に位置することから佐賀市から唐津市、
武雄市への横に走る国・県道や長崎自動車道等の道路網の整備は進	武雄市への横に走る道路網の整備は進んでいるが、(略)
<u>んでいるが</u> 、(略)	
特に、市道については、幅員が狭く改良が進んでいない状況で、	特に、市道については、幅員が狭く改良が進んでいない状況で、
通勤・通学時には幅員の狭い箇所において渋滞 <u>が</u> 発生し、車・歩行	通勤・通学時には幅員の狭い箇所において渋滞 <u>は</u> 発生し、車・歩行

者とも危険な状態である。また、現在計画が進められている地域高者とも危険な状態である。また、現在計画が進められている地域高 |規格道路の整備により、今後は交通量の増加が予想され、安全で快規格道路の整備により交通量の増加が予想され、安全で快適な道路| 適な道路の整備が必要となっている。 の整備が必要となっている。

(略)

また、本市には、貴重な歴史的文化資源と特産品が豊富にある。 又、本市には、貴重な歴史的文化資源と特産品が豊富にある。そ |その他にも(略)全国に誇れる素晴らしい地域固有の観光資源があ||の他にも(略)全国に誇れる素晴らしい場所が数多くありそれらを| |り、これらを活かした活力ある産業づくりと交流に満ちたまちづく||生かした、活力ある産業づくりと交流に満ちたまちづくりが必要と| りを推進していくこととしており、県内のみならず、福岡、長崎ななっている。

(略)

ど近隣の県域まで視野に入れたところで交流・連携を図っていきた *د* ر ر

とで、交通の円滑化及び産業の振興を促進し、まちづくりの方針である総合計画に基づき地域の再生を図る。 ある総合計画に基づき地域の再生を図る。

Ⅳ、地域資源を活用した観光の展開など、地域の活性化を推進するはち」づくり』を目指す。 とともに、総合的な交流を促す『安全・安心な「県央に光る交流拠 |点のまち」づくり』を目指す。

(目標1) (略)

(目標2) (略)

(目標3) 交流人口の増加

そこで、本市ではこうした課題に対応するため、市道、林道などは本市ではこうした課題に対応するため、市道、林道を一体的に整 の基盤を一体的に整備するとともに、県道等との連携を強化するこ備し、交通の円滑化及び産業の振興を促進し、まちづくりの方針で

- 具体的には、(略) 生活環境の向上と豊かな自然の保全を図るとと - 具体的には、(略) 生活環境の向上と豊かな自然の保全を図りつつ、 もに、当市北部を東西に横断する長崎自動車道の小城PAにETC地域資源を活用した観光の展開など、地域の活性化を推進するとと |専用のスマートICを整備し、特に県外からのアクセスの強化を行もに、総合的な交流を促す『安全・安心な「県央に光る交流拠点の|

> (目標1) (略)

> (略) (目標2)

(目標3) 交流人口の増加

「観光客数の増加 66 万人 (17 年度) →77 万人 (23 年度)」

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

ために、(略)

へのアプローチとなる接続道路約 800mの(市道)の整備を行い、市再生を図る。 の歴史的文化資源や観光資源である棚田、彼岸花、滝、梅林などを 活用した地域・観光の振興を行い、市内農産物や特産品のPRと販 路拡大を促進し、地域の再生を図る。

- (5-2) 法第5章の特別措置を適用して行う事業
- ○道整備交付金を活用する事業

(略)

・市道4路線については、道路法に規定する市道に認定済であり、 |今回新たに追加する1路線についても今年度中に市道認定を行う。 (略)

市道 高速道路接続線

• 林道 (略)

(事業区分) 「施設の種類 (事業主体)] 「観光客数の増加 66 万人 (17 年度) → 75 万人 (23 年度)」

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

『安全・安心な「県央に光る交流拠点のまち」づくり』を目指す」『安全・安心な「県央に光る交流拠点のまち」づくり』を目指す ために、(略)

さらに、交通アクセスの向上により都市圏からの観光客の交流を さらに、交通アクセスの向上により市民と観光客の交流を促進し、 促進するために、当市北部を東西に横断する長崎自動車道の小城P欄田、彼岸花、滝、梅林などの地域資源を活用した地域・観光の振 AにETC専用のスマートICを開設し、付近の県道から当該IC興を行い、市内農産物や特産品のPRと販路拡大を促進し、地域の

(5-2) 法第4章の特別措置を適用して行う事業

○道整備交付金を活用する事業

(略)

・市道4路線については、道路法に規定する市道に認定済。

(略)

• 林道 (略)

||施設の種類 (事業区分) (事業主体) ]

(略) (略) [事業期間] [事業期間] (略) (略) [整備量及び事業費] [整備量及び事業費] 道 1,604m (5路線) 804m (4路線) 市道 道 800m (1路線) 林 道 800m (1路線) 総事業費 675,740 千円 (うち交付金 330,370 千円) 総事業費 588,000 千円 (うち交付金 286,500 千円) 525,740 千円 (うち交付金 道 市 渞 (うち交付金 市 262,870 千円) 438,000 千円 道 150,000 千円 (うち交付金 林 道 150,000 千円 (うち交付金 67,500 千円) 6. 計画期間 6. 計画期間 (略) (略) 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (略) (略) 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事 項 項

(略)

(略)

219,000 千円)

67,500 千円)